

令和4年12月8日(木) 場所 委員会室

○出席委員

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 委員長 | 高柳貴美代 | 委員 | 青木 淳子 |
| 副委員長 | 稗田美菜子 | | |
| 委員 | 古濱 薫 | 議長 | 青木 健 |
| " | 藤江 竜三 | 副議長 | 藤田 貴裕 |
| " | 柏木 洋志 | | |



○出席説明員

| | | | |
|-----|-------|--------|-------|
| 市長 | 永見 理夫 | 政策経営部長 | 宮崎 宏一 |
| 副市長 | 竹内 光博 | 行政管理部長 | 藤崎 秀明 |



○議会事務局職員

| | |
|-------------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 古沢 一憲 |
| (併) 行政管理部主幹 | |



○協議事項

◎議長及び市長挨拶

- 議題 1. 陳情第28号の取扱いについて
2. 追加議案（第61号議案）の取扱いについて

午後3時40分開議

○【高柳貴美代委員長】 それでは、定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 議題に入ります前に、議長及び市長より御挨拶をお願いいたします。

初めに、議長よりお願いいたします。

○【青木健議長】 どうも皆さん、こんにちは。本日は、定例会中のところ、議会運営委員会に御出席を頂き、誠にありがとうございます。

11月28日の議会運営委員会において、委員会への付託等を行わず、各会派への配付の取扱いと決定いただきました陳情第28号について、その後、訂正願が提出され、議長において訂正を許可しております。その内容は、陳情事項中、「懲戒処分を行うよう」要請するものから、「適切な措置を講ずるよう」要請するものと訂正を許可しているところでございます。その取扱いで委員会付託等を行うことについての御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひを致します。

なお、簡単に経過を御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、陳情事項中に委員会付託には不適切な内容が含まれておりましたので、付託しないということの扱いをしておりましたが、決定をしていただきましたが、11月29日付で訂正の願いが出されました。この訂正願について、議長において受付をしておりますので、それを受けまして、訂正願と併せて、本陳情の取扱いについて委員会付託が適當かどうかということについて、皆様方に再度御審議を願うものでございます。よろしく御審議のほどお願ひを申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございました。

それでは、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 本日はお疲れのところ、追加議案の提出に伴う議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

今回の追加議案でございますが、予算案として、令和4年度国立市一般会計補正予算（第11号）案を提出させていただいております。これは、11月28日の議会運営委員会におきまして、国の令和4年度第2次補正予算案に含まれている出産・子育て応援交付金の事業について、詳細が分かり次第、補正予算を編成する可能性があると申し上げていた案件でございます。

今回の補正予算案には、出産・子育て応援事業として、応援給付金等の給付と、伴走型相談支援に伴う経費と、新型コロナウイルスにより罹患された重度しうがいしやの在宅療養を支える事業所への支援について関連する経費を計上させていただきました。この追加議案のお取扱いにつきまして、御協議をどうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございました。



議題1. 陳情第28号の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 議題1、陳情第28号の取扱いについてに入ります。議長の御挨拶にありましたとおり、11月28日開催の議会運営委員会で、委員会付託等から除外し、各会派へ配付の取扱いとなつた陳情第28号について、その後訂正願が提出され、議長において訂正が許可されております。その取扱いについて、議会事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは御説明を致します。陳情第28号の取扱いにつきましては、初めに、

委員会付託等を行うか御協議を頂きたいと存じます。委員会付託等を行うとすれば、議長発議により、直ちに追加議事日程として登載することを諮り、朗読は省略し、総務文教委員会に付託する取扱いによろしいか、併せて御協議いただきたいと存じます。説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 この陳情においてですけれども、議長において訂正が許可をされているということであれば、総務文教委員会に付託していくということでよいのではないかというふうに考えております。

ただ、今回、各会派に配付をするというような形で決定したものについて、後に訂正がなされるというのは、なかなか想定し得なかつたものだというふうに考えています。そういったところについては、今後、一定のルールづくりをする中で適正に運用がされるような形を、議会運営委員会でも考えていったほうがよいのではないかと考えております。

○【青木淳子委員】 ただいま議長から説明がございました。陳情者の申出により、文言の訂正を許可されたということで、受理されたものでございます。除外する内容が訂正されたことを確認いたしましたので、陳情第28号を委員会に委託することを了と致します。

ただし、こちらの訂正理由を読ませていただきました。私たち国立市議会は、提出された陳情は、ホームページ上にですね、請願・陳情を出される方へのページを確認した上で提出をされていると認識して審査をしています。そういった理由から、当初提出された陳情第28号は委員会付託から除外する内容が含まれていた、そう認識しておりますので、委員会付託を除外することを決定したということを、まずは1点、確認をさせていただきたいと思います。

もう1点は、今まで今回の事例はありませんでしたので、今後のためにも、8番の「請願（陳情）の訂正や撤回について」整理したほうがよいと考えます。私からは以上です。

○【稗田美菜子委員】 事務局長から説明がありましたとおり、議長からも御説明がありましたとおりで、今回のこの訂正については議長が許可をしたものであって、取扱いについては総務文教委員会で取り扱うということで了解いたしました。

今回のこの議運については、登載を決める議運だと思いますので、様々な会派から意見はありますけれども、ルールづくりとかというのはまた改めて切り離して皆さんで議論をしたほうがいいのかなと思います。私からは以上です。

○【柏木洋志委員】 この陳情第28号の取扱いについては付託するというところ、その付託しないとなった原因のところが修正された、訂正されたというところで、付託してよろしいのではないかと思います。また、どこの常任委員会にするかというところも、総務文教委員会が適切かと思いますので、こちらでよろしいかと思います。

○【古濱薰委員】 28日の議運において除外をしましたが、その主な理由となるところが訂正されて、本日確認をしましたので、私も委員会へ付託することは了としたいと思います。また、その訂正箇所は、議長において許可をされたということも今、聞きました。

それから、陳情者の方はホームページ上で、今、青木委員がおっしゃっていましたが、この書き方というか出される方への注意書き、こちらを読んで、このように出すんだなと理解した上で出されてきているものと思いますし、その中で、訂正や撤回については、議長が受理した請願に訂正や撤回が

生じた場合というくだりのところに「議長の許可で訂正や撤回ができます」と書いてありますので、そういう行動をなさったのだろうということは理解するところでありますので、また、今後のルール等につきましても御意見が出ていましたが、今回は、この陳情第28号をどうするかという議題でしたので、今後のルールとはちょっと切り離して考えたほうがいいのかなと、そこは稗田委員と同じ考えです。

○【高柳貴美代委員長】 ほかによろしいですか。

それでは、なければ、お諮りいたします。陳情第28号について、議長発議により、直ちに追加議事日程として登載することを諮り、朗読は省略し、総務文教委員会に付託する取扱いとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのように決定いたします。



議題2. 追加議案（第61号議案）の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 議題2、追加議案（第61号議案）の取扱いについてに入ります。市長の御挨拶にありましたとおり、追加議案として、第61号議案令和4年度国立市一般会計補正予算（第11号）案の提出がありました。その取扱いについて、議会事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは御説明を致します。追加議案の取扱いにつきましては、議長発議により、直ちに追加議事日程として登載することを会議に諮り、提案説明、提案説明に対する大綱質疑を行った後、福祉保険委員会に付託する扱いでお願いをしたいと存じます。説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、追加議案の取扱いについてお諮りいたします。第61号議案について、議長発議により、直ちに追加議事日程として登載することを会議に諮り、提案説明、提案説明に対する大綱質疑を行った後、福祉保険委員会に付託する取扱いとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのとおり決定いたします。

そして、登載の順番は、第61号議案、陳情第28号の順で、追加議事日程として登載することでよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのとおり決定を致します。なお、議事進行によっては、会議時間の延長をする場合もありますので御承知おきくださいませ。



○【高柳貴美代委員長】 以上をもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午後3時52分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年12月8日

議会運営委員長

高柳貴美代